

立山におけるバスの排出ガスの規制に関するQ & A

Q 1 : 規制はいつから始まりますか。

A 1 : 平成 27 年 4 月 1 日からです。

Q 2 : なぜ規制が必要なのですか。

A 2 : 立山には年間約 100 万人の方に訪れていただいておりますが、その一方で、立山有料道路等を通行するバスの排出ガスが沿道の植生等に影響を及ぼしていることがわかり、平成 27 年春に北陸新幹線が富山・金沢まで開業することを考えると、このままでは立山の貴重な自然環境や景観が損なわれるおそれ大きいことから、バスの排出ガス規制を行うことにしました。

Q 3 : 規制対象区間はどこですか。

A 3 : 規制対象区間は、立山有料道路桂台料金所（同有料道路の入口）から立山黒部アルペンルートの室堂ターミナル前（県道富山立山公園線の終点）までです。なお、立山ケーブルカーの立山駅周辺や称名滝の駐車場までの道路は、規制対象区間ではありません。

Q 4 : バスが基準に適合しているかどうかは、何を見たらわかりますか。

A 4 : 自動車検査証の備考欄に自動車NO_x・PM法（※）の基準への適合状況の記載があります（周知チラシをご参照ください。）。

また、国土交通省の「自動車NO_x・PM法適合車ステッカー」や「低排出重量車ステッカー」など自動車NO_x・PM法に適合していることを示すステッカーが貼られているバスは、立山での排出ガス規制の基準に適合しています。

※正式法律名：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）

Q 5 : 東京都など首都圏で行われているディーゼル車の規制に適合するように改造されているバスは、立山の規制にも適合しますか。

A 5 : 首都圏の 1 都 3 県（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）の条例によるディーゼル車の規制に適合しているバスでも、立山での排出ガス規制の基準に適合しているとは限りません。これら都県の条例は、PM（粒子状物質）の排出量は規制していますが、NO_x（窒素酸化物）は規制の対象としていないためです。

なお、大阪府や兵庫県の条例※による流入（発着地）規制は、立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例と同じように、規制対象地域内での運行に自動車NO_x・PM法に適合しない車両を使用しないよう定めていますので、これらの条例に適合しているバスは、立山でも運行することができます。

※兵庫県の条例は、乗車定員 30 人以上のバスが対象です。

H26. 8. 28 追加！

Q 6 : DPF を取り付けたバスは、立山の規制にも適合しますか。

A 6 : 立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例では、平成 27 年 4 月以降、立山有料道路等において自動車NO_x・PM法の規定による粒子状物質排出基準及び窒素酸化物排出基準に適合しないバスを運行することを禁止しています。

DPF は、首都圏の 1 都 3 県（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）の条例によるディーゼル車の規制に適合させるために車に装着されているものと考えますが、これら都県の条例は、PM（粒子状物質）の排出量は規制していますが、NO_x（窒素酸

化物)は規制の対象としていません。一方、富山県の条例では、PM(粒子状物質)とNO_x(窒素酸化物)の両方を規制の対象としていますので、これら都県の規制に適合するDPFを装着しているバスであっても、富山県の条例に適合しない場合があります。

(参考 A5)

H26.8.30 追加!

Q7:周知チラシに「適合しないバスでも初度登録から17年を経過するまでは運行することができます」とありますが、これはどういうことですか。

A7:これは、条例の施行により基準に適合しないバスがすべて立山での運行に使用できないこととなると、バス事業者に及ぼす影響が大きいことから、近年のバスの平均使用年数などを考慮し、条例による規制の適用までの猶予期間を設けたものです。この条例による規制の適用までの猶予期間は、バスが初めて自動車登録ファイルに登録された日から起算して17年間となります。

例えば、平成11年8月1日に初めて自動車登録ファイルに登録されたバスは、平成28年7月31日までの間は条例の基準に適合していない場合でも、立山での運行に使用することができます。

Q8:規制を守らなかった場合は、何か罰則がありますか。

A8:立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例には、罰金や過料などの定めはありませんが、規制を守らない事業者に対しては、基準に適合しないバスを立山で使用しないよう指導や勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない場合は、そうした事実や事業者名などを公表できることになっています。

Q9:もっと詳しく知りたいときはどうすればいいですか。

A9:富山県自然保護課へのお問い合わせフォームをご利用いただくか、電話又はFAXでご連絡ください。

電話:076-444-3396 FAX:076-444-4430